

Q3 実地棚卸は、誰が、どのように行えばよいでしょうか。

A3 自社の倉庫や工場にある在庫については、対象在庫全件をカウントする実地棚卸を、在庫管理部門が主体となって実施する必要があります。在庫管理部門が実施する実地棚卸の信頼性を確かめるため、経理部門や、内部監査部門、外部監査人などによる実地棚卸への立会を、必要に応じて実施します。

外部倉庫にある在庫については、倉庫業者の責任によって実地棚卸を実施し、倉庫業者に在庫証明を発行してもらうことが一般的です。この場合、倉庫業者による実地棚卸の信頼性を確かめるために、在庫管理部門や、経理部門、内部監査部門、外部監査人などによる実地棚卸への立会を、必要に応じて実施します。倉庫業者による在庫証明が信頼に足らない場合、自社の倉庫や工場にある在庫と同じ対応が必要になります。

解説

i) 「実地棚卸の実施」と「実地棚卸の立会」の違い

・実地棚卸の実施は、対象在庫全件をカウントして一定時点における在庫数量を把握する手続であり、在庫管理部門等の責任で在庫の実在性・網羅性を確定させるために行うものです。これに対して、実地棚卸の立会とは、実地棚卸の実施状況や在庫の管理状況を確認して、在庫の実在性・網羅性、滞留在庫等の評価、内部統制の有効性等を確かめる手続であり、その手続の一環として、対象在庫の一部をサンプリングにより抽出してカウントします。

	実地棚卸の実施	実地棚卸の立会
主な目的	在庫数量の把握 →実在性、網羅性を確定させる	実地棚卸の実施状況や在庫の管理状況の確認 →実在性、網羅性を確かめる 滞留在庫等の評価が適切かを確かめる 内部統制の有効性を確かめる
主な実施者	在庫管理部門 外部倉庫 など	経理部門などの管理部門 外部倉庫を利用している在庫管理部門 内部監査部門や監査役 外部監査人 など
カウント対象	原則として全件	サンプリングにより抽出

ii) 在庫の保管場所による実施主体の違い

- ・自社倉庫や工場等に所在する在庫であれば、在庫管理部門などの責任部署が実地棚卸を実施し、経理部門や内部監査部門が立会を行うべきです。
- ・外部の倉庫等に所在する在庫で、倉庫業者等が在庫証明を発行しているのであれば、通常、実地棚卸の実施者は倉庫業者等になります。在庫管理部門、経理部門、内部監査部門は、必要に応じて実地棚卸の立会を実施することで、倉庫業者が発行する在庫証明の信頼性を確かめたり、在庫の保管状況を確認めたりすることになります。

保管場所	実地棚卸の実施者	実地棚卸の立会者
自社倉庫・工場	在庫管理部門	経理部門 内部監査部門 外部監査人 など
外部の倉庫等	倉庫業者等が実施し、在庫証明を発行 (信頼性が乏しい場合、自社倉庫・工場と同様)	在庫管理部門 経理部門 内部監査部門 外部監査人 など